

ご存知ですか 有床診療所

—地域医療を守る大切な医療機関です—



国民医療の向上をめざす

全国保険医団体連合会

1 有床診療所とは

有床診療所は「19床以下の入院ベッドを持つ医療機関」であり、地域に身近な診療所の外来機能と専門的治療や慢性疾患治療を行う入院機能を併せ持っています。

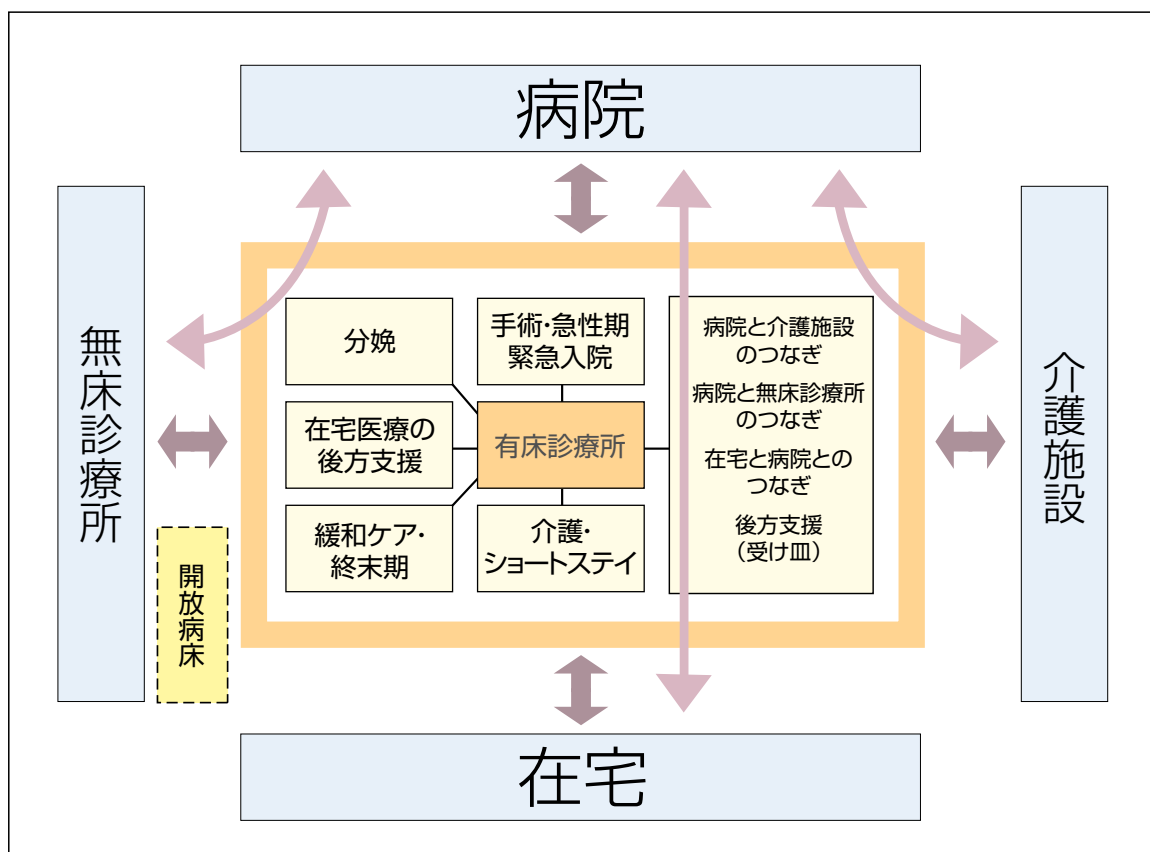
病院は、20床以上の入院ベッドを有し、原則として医師が3人以上、看護職員が常時入院患者15人に1人以上配置されています。

2 有床診療所の役割と重要性

(1) 医療崩壊から地域医療を救う有床診療所

救急医療の現場を中心に病院の勤務医が疲弊し、患者の受け入れが困難になるなど「医療崩壊」と呼ばれて久しいです。

有床診療所は、在宅療養患者の急性増悪時でも、患者の状態を把握しているためにすぐに入院ができる機能や、大病院の術後回復期の患者さんを受け入れ、在宅復帰までの入院医療を行う機能、そして専門的な治療が必要な入院患者を受け入れています。こうしたバックアップにより、疲弊した勤務医・病院の機能を取り戻し、安心できる地域医療を確保することが可能です。



(2) 外来から入院まで一人の医師が責任を持って患者を診続ける

有床診療所の多くが、1人の医師で患者さんを診ています。複数の医師が診察を行っている場合でも、かかりつけの医師や職員、スタッフなど、様々なスタッフが責任を持って必要な入院医療の提供を行います。

外来での患者さんの状況をしっかりと把握した上で入院医療を提供します。このため、患者さんにとってはいつでも安心して入院医療が受けられるといえます。

(3) 在宅支援機能・介護保険サービス

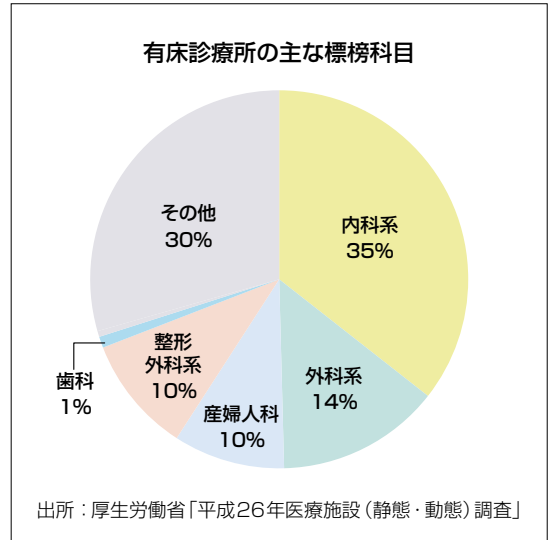
在宅医療・介護保険サービスを提供している医療機関もあり、介護連携によるリハビリや終末期の看取りも行っています。退院後のケアを自宅に訪問して診る有床診療所は、いざ病状が悪化しても24時間対応ができて、入院が可能なので、介護をしている家族にとっても頼りになります。地域に根ざす有床診療所の先生は「病気」だけではなく「患者さんや患者を取り巻く環境まで」を継続して診ています。

(4) 専門的入院機能

有床診療所では、専門分野別の入院機能では大学病院にも引けをとらない有床診療所が少なくありません。また、分娩では全国の半分以上が有床診療所で行われています。

(5) 小規模な入院施設

有床診療所は基本的に病院と同等の施設基準を満たしています。無床診療所も含め全ての医療機関では医療安全対策を行うことが義務付けられていますが、有床診療所は病院と同様に、診療報酬においてさらに高度な施設基準・医療安全対策が求められています。加えて、病院と比べて最大のメリットは、「目が届きやすい」、「小回りがきく」ことです。医師も看護職員も患者さんの一人ひとりの状態にあわせた治療やケアがしやすいのです。



3 有床診療所の役割を発揮するためには、下記の改善が必要です

(1) 入院点数（価格）の引き上げが必要

病院と同様に入院医療を提供し、地域医療になくてはならない存在ですが、病院と比べて入院医療の評価が非常に低いのが最大の問題です。有床診療所は1日に1～2施設が閉院しているというデータもあり、ここ30年間で約3分の1に減ってしまっています。

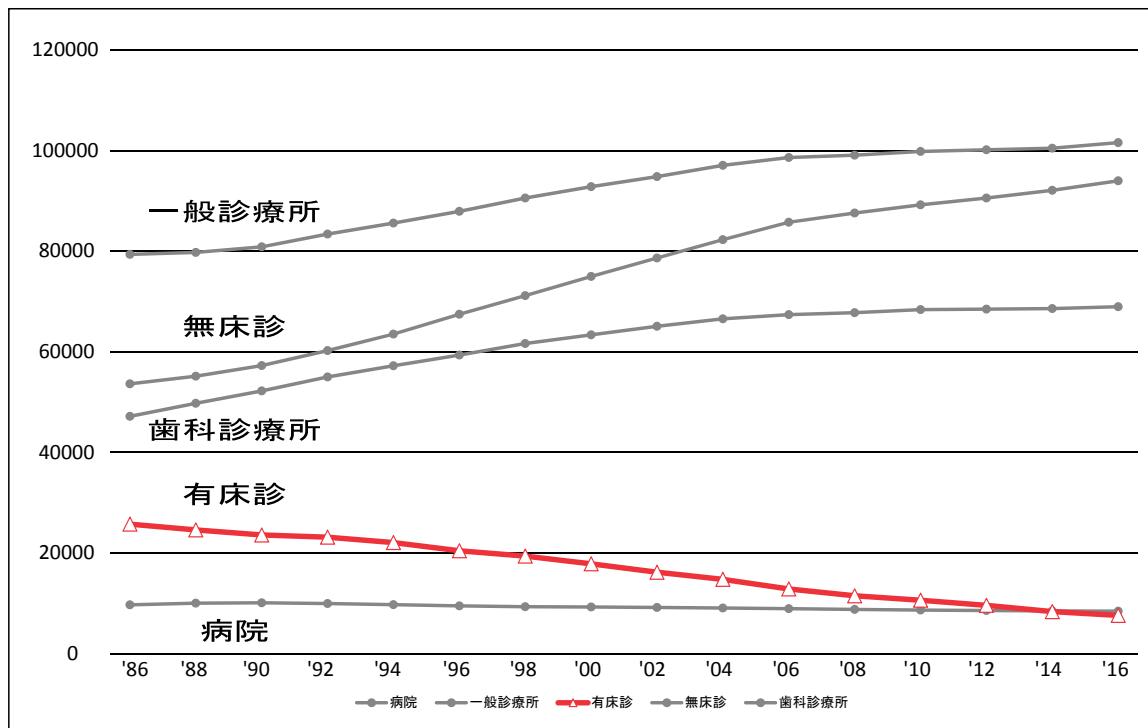
病院と有床診の入院基本料の主な比較（1日につき）〈一般病床の場合〉

	14日以内	30日以内	30日超
有床診療所入院基本料1（看護職員7人以上） （患者15名につき看護職員1名を配置している病院の対比）	8,610円 (61%)	6,690円 (58%)	5,670円 (59%)
有床診療所入院基本料6（看護職員4人未満） （病院の特別入院基本料対比）	5,110円 (58%)	4,770円 (65%)	4,500円 (77%)
患者15名につき看護職員1名を配置している病院の基本料	14,100円	11,520円	9,600円
病院の特別入院基本料 （患者15名につき看護職員1名未満を配置している病院）	8,840円	7,390円	5,840円

※有床診療所で一定の要件を満たした場合は、入院7日以内1日につき+1,000円加算

※介護老人福祉施設での利用者一人当たりの利用料金は12,333円/日（平成27年度介護事業経営概況調査結果）

医療施設数の年次推移



各年10月1日現在 厚生労働省医療施設（静態・動態）調査・病院報告の概況より

(2) 地域医療の中で入院医療機関としての位置づけ

平成26年の医療介護総合確保推進法（第6次医療法改正）において、医療法第30条に「病床を有する診療所」として有床診療所の役割が位置付けられました。特に、「住み慣れた地域」での生活に「必要な医療の提供」とされていることは、まさに地域包括ケアシステムを担うものです。

普段は在宅で療養していても、いざという時に受け入れるベッドがあることが有床診療所の強みです。

4 有床診療所からのお願い

地域医療にとって有床診療所は重要な役割を担っています。しかし、あまりにも低い報酬のために、有床診療所が次々と閉鎖されています。地域医療になくてはならない有床診療所を存続していくためには、入院点数の引き上げが必要です。地域における有床診療所の役割を正に評価し、診療報酬を引き上げ、有床診療所を活用頂けるようご協力をお願いいたします。